

共同利用について

アサヒグループ健康保険組合（以下「当組合」といいます。）は、被保険者の皆さまの健康づくりに対する支援又は適正な保険給付を目的とした共同事業を下記のとおり実施し、健診データ、その他の被保険者の個人情報等を事業主等との間で共有・活用いたしますので、「個人情報の保護に関する法律」第27条第5項の規定により、お知らせいたします。

記

1. 被保険者の健康診断（生活習慣病予防健診及び人間ドック）、及び特定保健指導

当組合は、アサヒグループホールディングス株式会社をはじめとする当組合の適用事業所の事業主（これらを包括して、以下「事業主」といいます。）との共同事業として、被保険者の健康診断（生活習慣病予防健診及び人間ドックによって構成され、以下同様とします。）を実施することで、一人ひとりの被保険者の自律的な健康づくりに向けた取組を効果的かつ効率的に支援していく観点から、(3)に掲げる目的のため、健診データを事業主と共同利用します。

また、当組合は、高度の生活習慣病発症リスクが認められるなど、医療機関への早期受診が相当と判断される被保険者の未受診情報を把握した場合には、該当の被保険者に対し、受診勧奨を行うことがあります。

なお、当組合及び事業主が共同事業として実施する健康診断は、特定健康診査（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び関係省令に基づくものをいい、以下同様とします。）に要求される検査項目と内容を満たしますので、当該健康診断を受診することにより、特定健康診査も同時に受診したこととなります。

(1) 共同して利用される個人データの項目

当組合及び事業主が共同事業として実施する健康診断の検査項目（血圧、脂質、血糖その他）に係る被保険者の検査値その他のデータ及び質問票（問診票）に係る回答結果及び保健指導対象者氏名と対象者が該当する特定保健指導支援コースが共同利用の対象となります。

(2) 共同利用者の範囲

①事業主 医師、健康管理所管部門の長、保健師、看護師その他の健康管理担当者及び被保険者の所属長

ただし、被保険者の所属長による利用は、被保険者の健診結果が要再検又は要治療に該当し、就業上の配慮が必要と判断されるに至った場合に行うことができるものとし、その場合にあっても、ローデータを除く必要な範囲の情報に限定されます。

②当組合 常務理事、事務長及び健康管理担当職員

(3) 利用目的

- ①事業主 被保険者が、その生命、身体等の安全を確保しつつ労務を提供することができるよう配慮するとともに、医師、保健師又は看護師等の専門スタッフの判断と指示に従い、健康相談・健康指導などの被保険者の健康づくりに資する施策を実施します。
- ②当組合 事業主と共同して被保険者の健康づくりに資する施策を実施します。また、法令により健康の保持に努める必要があるとされた被保険者に対し、特定保健指導（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び関係省令に基づくものをいいます。）を実施します。

（４）管理責任者

- ①事業主 健康管理を所管する部門の長
- ②当組合 アサヒグループ健康保険組合 常務理事（個人情報取扱責任者）

2. 被保険者の歯科健康診断

当組合では、被保険者に対する歯科健康診断及び健診結果に基づく指導を適切に実施することが、歯科疾患の早期発見及び重症化の予防のみならず、その生活習慣病の予防にも資するとの認識に立ち、事業主との共同事業として歯科健康診断を実施し、歯科健診データを事業主と共同利用します。

（１）共同して利用される個人データの項目

当組合及び事業主が共同事業として実施する歯科健康診断の検査項目に係る被保険者の歯科健診データ及び質問票（問診票）に係る回答結果が共同利用の対象となります。

（２）共同利用者の範囲

- ①事業主 医師、健康管理を所管する部門の長、保健師、看護師その他の健康管理担当者及び被保険者の所属長

ただし、被保険者の所属長による利用は、被保険者の歯科健診データにより、就業上の配慮を要すると判断されるに至った場合に行うことができるものとし、その場合であっても、ローデータを除く必要な範囲の情報に限定されます。

- ②当組合 常務理事、事務長及び健康管理担当職員

（３）利用目的

- ①事業主 被保険者の歯科疾患の予防、歯の喪失防止及び口腔機能の維持・増進に努めます。
- ②当組合 事業主と共同して被保険者の歯科疾患の予防、歯の喪失防止及び口腔機能の維持・増進に努めます。

（４）管理責任者

- ①事業主 健康管理を所管する部門の長
- ②当組合 アサヒグループ健康保険組合 常務理事（個人情報取扱責任者）

3. 健康増進施策

当組合が実施する生活習慣病予防等の健康増進施策を事業主と協力して推進し、被保険者の施策への参加を通じた健康づくりに資するために、事業主との間で下記の個人データ項目を共同利用します。

(1) 共同して利用される個人データの項目

参加者氏名、健康増進支援 web サービスへ本人が連携したデータ

(2) 共同利用者の範囲

- ①事業主 医師、健康管理所管部門の長、保健師、看護師その他の健康管理担当者
- ②当組合 常務理事、事務長及び健康管理担当職員

(3) 利用目的

- ①事業主 健康増進施策の効果的な推進を実施いたします。健康づくりが目的であり、強制参加や体調の悪い方や感染症の感染リスクがある方等の積極的な参加や外出を促すものではありません。
- ②当組合 事業主と共同して被保険者の健康づくりに資する施策を実施します。

(4) 管理責任者

- ①事業主 健康管理を所管する部門の長
- ②当組合 アサヒグループ健康保険組合 常務理事

4. 健康保険組合連合会と共同で実施する高額医療給付に関する交付金交付事業

当組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」といいます。）では、当組合で高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を共同して実施しています。

(1) 共同して利用される個人データの項目

「交付金交付申請総括明細データ」又は「交付金交付申請総括明細書」の記載項目（当該患者の氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等）のほか、レセプト記載データの全ての項目

(2) 共同利用者の範囲

- ①当組合 常務理事、事務長及び給付担当職員
- ②健保連 高額医療グループ職員
- ③健保連の業務委託先（公益財団法人日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社）

(3) 利用目的

- ①当組合高額医療費の一部の交付を受けるために利用します。

②健保連 当組合からの申請に間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、1ヵ月1千万円以上のレセプトは、個人情報を除いた上、金額、主病名などを公表することにより、医療費の高額化傾向を訴えていく材料として利用します。

(4) 管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

①アサヒグループ健康保険組合 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番地1号

理事長 御影 佳孝

管理責任者 常務理事

②健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部 部長

【ご参考】 個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限) 第27条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各号の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(中略)

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。